登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月二十二日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　新潟県立海洋高等学校
　　(二)　代表者の氏名
　　（変更前）久保田郁夫
　　（変更後）椎谷　一幸
　　(三)　変更年月日　平成三十年四月一日

二　(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　沖縄県立沖縄水産高等学校
　　(二)　代表者の氏名
　　（変更前）大城　栄三
　　（変更後）渡久山英雅
　　(三)　変更年月日　平成三十年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月二十二日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　沖縄県立沖縄水産高等学校
　　(二)　代表者の氏名
　　（変更前）大城　栄三
　　（変更後）渡久山英雅
　　(三)　変更年月日　平成三十年四月一日

登録操縦免許証更新講習の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の七の規定により登録操縦免許証更新事務を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成三十年五月二十二日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　重藤　純子
　　(二)　住所　広島県呉市焼山東四丁目十番六号
　　(三)　廃止する登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地　広島小型船舶教習所　広島県呉市中通一丁目一番地十九
　　(四)　登録操縦免許証更新講習の種類　小型船舶操縦士更新講習
　　(五)　廃止年月日　平成三十年五月一日

登録操縦免許証失効再交付講習の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第六十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十二の規定により登録操縦免許証失効再交付講習事務を廃止する旨の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第三号の規定により、公示する。

平成三十年五月二十二日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　重藤　純子
　　(一)　住所　広島県呉市焼山東四丁目十番六号
　　(二)　廃止する登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地　広島小型船舶教習所　広島県呉市中通一丁目一番地十九
　　(三)　登録操縦免許証失効再交付講習の種類　小型船舶操縦士失効再交付講習
　　(四)　廃止年月日　平成三十年五月一日

法　　務

公証人任免

静岡地方法務局所属公証人千川原則雄は願により公証人を免ぜられた。

岡田治は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人千川原則雄の後任を命ぜられた。（以上五月十三日）（法務省）

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、長野労働局の関係労働者を代表する者小池政和及び倉沢範行の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年５月22日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、長野労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成30年６月５日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　長野労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　　告

諸　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第２００２１号

東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍栃木県足利市通３丁目2611番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成29年８月12日、出生の場所栃木県足利市、出生年月日昭和18年８月15日、職業自動車販売・修理
被相続人　亡　和久井榮彦
宇都宮市松原１丁目１番９号田島二三夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田島二三夫

宇都宮家庭裁判所足利支部

平成３０年（家）第３００３４号

千葉県松戸市新松戸７丁目７番地サンライトパストラル五番街管理センター内
申立人　コミュニティ五番街
本籍広島県広島市中区大手町２丁目40番地、最後の住所千葉県松戸市新松戸７丁目221番地サンライトパストラル五番街Ｄ－1202、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日推定平成29年４月17日、出生の場所山口県宇部市、出生年月日昭和35年６月９日、職業不明
被相続人　亡　廣津　和秀
事務所千葉県柏市末広町５－19第12関口ビル７階かしわ中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松尾光二郎

千葉家庭裁判所松戸支部